

魚津市公告第86号

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山県から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により魚津市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月10日

魚津市長　　村椿　晃

都市計画の種類

魚津都市計画整備、開発及び保全の方針